

年 月 日

開放型病床共同利用申込書

(あて先)川崎市立井田病院長

連携登録医 医療機関名 _____

氏名 _____

電話番号 _____

次の患者については、私と川崎市立井田病院の医師が協力して診療(共同診療)にあたりたいので、川崎市立井田病院施設等共同利用に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、開放型病床共同利用を申し込みます。

フリガナ		男 女
患者氏名		
生年月日	年 月 日	歳
住所	〒	
希望診療科		
共同診療の目的・理由等		

- ※ 開放型病床共同利用を希望される場合は、井田病院の連携登録医に登録してください。
- ※ 開放型病床共同利用には、患者負担(開放型病院共同指導料(I)等)が発生致しますので、事前に、患者説明をお願いします(「承諾書」等を徴し、貴院にて保管ください)。
- ※ この申込書は、診療情報提供書と併せ井田病院地域医療部宛に提出してください。

川崎市立井田病院開放型病床共同利用 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）の病床を、地域の医療機関からの開放型病床共同利用の申し入れにより、適切かつ速やかに利用できるように必要な事項を定めることを目的とする。

(開放型病床共同利用の内容)

第2条 開放型病床共同利用に関する要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放型病床共同利用は、連携登録医であれば、使用できるものである。
- (2) 病院の連携登録医からの依頼に基づくものであること。
- (3) 急性期医療を必要とする患者であって、病院の診療科での診療が可能な患者であること。
- (4) 連携登録医と病院の医師が協力して診療にあたるものであること。
- (5) 共同利用の時間は、平日の13時から16時までとする。

(開放型病床共同利用)

第3条 対象とする診療科は、全診療科とし、対象病床は、5床とする。

- (1) 4階西病棟406号室（2床のうち2床）
- (2) 5階西病棟505号室（4床のうち1床）
- (3) 5階東病棟537号室（4床のうち1床）
- (4) 7階西病棟705号室（4床のうち1床）
- (5) 原則として開放型病床共同利用に入院させるものとするが、不都合が生じる場合は他の病床をこれにあてることができる。

(開放型病床共同利用の申込手続き等)

第4条 連携登録医が、診療に基づき入院を必要と認め、その同意を得られた患者について対象病棟に入院させようとするときには、以下により行うものとする。

- (1) 連携登録医は、患者に開放型病床共同利用承諾書に記入してもらい保管する。
- (2) 連携登録医は、開放型病床共同利用申込書と診療情報提供書を当院の地域医療部宛てに事前にFAX送信し、患者が入院する際、診療情報提供書を持参させる。
- (3) 地域医療部は、申込書等の提出を受けたときは、速やかに診療科と入院日程等の調整を行い、その結果を連携登録医に連絡するものとする。

また、連携登録医用の電子カルテ利用IDを準備する

- (4) 担当医は、入院申し込みに係わる電子カルテ入力を行うものとする。
- (5) 地域医療部は、電子カルテ患者掲示板の患者治療方針欄に「○/○ 開放型病床共同利用」と入力する。

(登録医の権利・義務)

第5条 連携登録医は、入院加療に要する患者のため開放型病床共同利用及びその他病院施設を利用することができる。

- (1) 登録医は、開放型病床共同利用の運営に協力し、当院の管理運営に関しては院長の指揮下に属するものとする。
- (2) 連携登録医は、病院の臨床並びに学術に関する研究等に参加することができる。

(3) 連携登録医の診療活動は、当該診療科部長と協議のうえ担当医と共同であるものとする。

(4) 連携登録医は、当院内において診療を行う際は原則、白衣、名札を着用するものとし、院内の諸規定を遵守しなければならない。

(当院の責務及び措置)

第6条 院長は、連携登録医が患者を入院させたときは、診療に要する施設、薬品、材料等を提供し、看護、検査、食事等治療に必要な管理を行うものとする。

(入院)

第7条 入院患者と同様の手続きに沿って行う

(退院)

第8条 退院は担当医と登録医が協議して決めるものとし、退院に際し、担当医は診療経過報告書を連携登録医に送付するものとする。

(診療及び指導)

第9条 登録医は患者を診察し、担当医と協議のうえ、患者の療養上の指導等を行うものとする。

(1) 登録医は患者を診察し、与薬、検査等が必要と判断した場合、担当医と協議を行い、指示等については担当医から行うものとする。

(2) 登録医から希望がある場合、院長が許可したものについては、患者の了解を得た上で、検査や手術、治療に参加または見学することができる。

(3) 病床における指導時間は、原則、平日の13時から16時までとする。
但し、緊急の場合及び事前に院長に許可を得た場合はこの限りでない。

(4) 連携登録医が指導等のために来院するときは、あらかじめ電話等により地域医療部に来院日時を連絡するものとする。平日の8時半から18時

(5) 連携登録医は、指導等のため来院したときは、開放型病床共同指導実施票に必要事項を記載する。

(その他)

第5条 その他共同利用病床について必要な事項は、地域医療部が関係部署と協議のうえ、地域連携委員会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年4月1日 改訂